

○茨城県立医療大学受託研究費取扱規程

〔平成16年7月21日
医療大訓第1号〕

改正 平成19年1月27日

改正 平成25年12月18日

改正 平成27年3月18日

改正 令和2年5月26日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則第62条第1項に基づき、茨城県立医療大学及び附属病院（以下「本学」という。）における受託研究並びに受託研究費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受託研究

本学が外部から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(2) 教員等

教授、准教授、講師、助教、助手その他本学において研究活動に従事する職員をいう。

(3) 学科長等

本学教員等の所属する学科、センター、専攻科及び附属病院の長をいう。

(4) 研究者

受託研究に従事する教員等をいう。

(5) 地方公共団体等

地方公共団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人又は一般財団法人若しくは競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関（以下「競争的資金の配分機関」という）等をいう。

(受託の原則)

第3条 受託研究は、本学の教育・研究上有意義なものであり、かつ、本学の教育・研究に支障を及ぼさないものでなければならない。

2 受託研究の成果は、公開しなければならない。

(受託の条件)

第4条 受託研究の受け入れは、次の各号に掲げる条件を付して行うものとする。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2) 天災その他研究遂行上やむを得ない事由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合においても、本学はその責めを負わないこと。

(3) 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という）により取得した設備等は、茨城県（以下「県」という）に帰属すること。

- (4) 受託研究費以外に研究用材料、機械器具等の提供物品（以下「提供物品」という）がある場合は、その搬入及び搬出等に要する経費は、全て委託者において負担しなければならないこと。
- (5) 提供物品に瑕疵があったことに起因して発生した損害は、委託者が賠償しなければならないこと。
- (6) 受託研究費に不足が生ずると認められる場合は、委託者と協議のうえ、その不足額を委託者に負担させることができること。
- (7) 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等並びにこれらの権利を受ける権利（以下「知的所有権等」という）は、委託者に対してこれを無償で使用させ、又は譲渡することはできないこと。
- (8) 研究成果は、公表を原則とし、本学がこれを行うものであること。ただし、本学の承認がある場合に限り、委託者も公表できること。
- (9) 受託研究は、受託研究費納付前には開始できないこと。
- (10) 受託研究費が、指定期間内に納付されない場合は、本学において契約を解除できること。

2 受託研究の委託者が、県である場合は、前項に規定する条件を付さないことができる。

3 受託研究の委託者が、地方公共団体等である場合は、第1項第9号に規定する条件を付さないことができる。

（受託研究の申請等）

第5条 受託研究を申請しようとする者は、別途定める研究委託申請により研究者の所属する学科長等を経由して学長に申請するものとする。ただし、競争的資金の配分機関が委託者である場合は、当該競争的資金に採択された旨の通知等をもって、申請に代えるものとする。

（受託の決定）

第6条 学長は、前条の申請等があったときは、当該申請を研究・学術メディア委員会の審査に付するものとする。

2 研究・学術メディア委員会は、申請内容を審査し、審査結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、研究・学術メディア委員会の審査結果を勘案し、受託研究の受け入れを決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書きの場合は、学長は予算の範囲内で受託研究の受け入れを決定できるものとする。

（受託決定の通知及び契約の締結）

第7条 学長は、受託研究の受け入れを決定したときは、委託者に通知するとともに契約を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者が県である場合は、承諾書又はこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者が地方公共団体等である場合は、協定書又はこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。

(受託研究費の納付等)

第8条 委託者は第7条第1項の契約を締結したときは、本学の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 一度納付した受託研究費は、これを返還しない。ただし、本学の責に帰すべき事由により受託研究を進めることができない場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(契約の解除・変更)

第9条 受託研究契約の解除又は契約内容を変更する必要があるときは、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

(受託研究の結果報告)

第10条 学長は、受託した研究等が完了又は研究等の一部若しくは全部を取り消し若しくは中止したときは、速やかに委託者に報告しなければならない。

(知的所有権等の実施)

第11条 受託研究の結果生じた知的所有権等は、茨城県職務発明等に関する規程（昭和62年茨城県訓令第8号）及び茨城県立医療大学教員の職務発明等に関する内規（平成7年4月6日教授会決定）に基づき、県へ継承等の手続きを行う。

2 前項において、県に継承された知的所有権等については、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という）に限り、出願の日から7年を超えない範囲内において、優先的に実施させることができるものとする。

3 前項に規定する県に継承された知的所有権等に関する優先的実施の期間については、更新をすることができるものとする。なお、更新する期間については、県及び委託者等協議の上定めるものとする。

4 前2項の場合において、県は、委託者等が当該知的所有権等を優先的実施の期間中、その第二年度以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的所有権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、委託者等以外の者に対して当該知的所有権等の実施を許諾することができるものとする。

5 前3項により、当該知的所有権等の実施を許諾したときは、別に定める実施契約により実施料を徴収するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるものの他、受託研究の実施に関し必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年5月26日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。